

新居浜市債権管理計画

(令和7年度～令和9年度)

令和7年9月

新 居 浜 市

債権管理基本方針

財源確保で行政サービスを拡充！！

公平・公正を目指すまち 『にいはま』

1 目的

財政の健全化及び市民の信頼に応える公平・公正な行財政運営のために、全庁を挙げて債権管理の適正化を図ることを目的とする。

2 対象

対象となる債権は、市が保有するすべての債権とする。

3 基本方針

- (1) 債権管理に関する事務は、法令、条例等又は契約に基づいて適正に処理する。
- (2) 債権管理に関する事務は、大多数の納期内納付者と一部の滞納者との公平性に留意して、財政上最も市の利益に適合するように処理する。
- (3) 債権管理に関する事務は、数値目標や執行状況等を明確にし、効果効率的な事務手続を行う。
- (4) 債権管理に関する事務は、庁内で危機意識を共有し、管理監督者による徹底した進行管理を行い、問題を先送りしない。
- (5) 債権管理に関する市の情報は、広く市民に公開する。

目 次

1	策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	計画の目標	1
4	基本的な考え方	1
5	対象となる債権	2
	(1) 対象債権	2
	(2) 債権の性質・種類	3
6	各債権共通の適正管理と取組	6
	(1) 納付環境の整備・充実	6
	(2) 台帳の整備と初期対応の徹底	6
	(3) 公平性の確保と延滞金等	7
	(4) 納付の指導・交渉	7
	(5) 分割納付の管理	7
	(6) 時効の管理	7
	(7) 徴収緩和制度の運用と債権の整理	8
	(8) 法的措置等の実施と債権回収	8
	(9) 人材の育成	9
7	組織的な債権の適正管理と取組	10
	(1) 滞納整理における進行管理	10
	(2) 目標数値の設定による収入率等の向上	10
	(3) 債権回収状況の公表	11
	(4) 個人情報保護及び滞納者情報の共有	11
	(5) 体制の整備	12
	(6) 債権管理委員会	12
8	債権管理の取組と課題	12
	(1) これまでの取組	12

(2) 取組の成果と現状（令和6年度の状況）	13
(3) 課題	13
9 今後の債権管理の取組と体制整備	14
10 資料編	
表1 債権名及び賦課等の根拠・時効年数等	15
表2 主要滞納債権の収入状況（令和6年度）	18
表3-1 強制徴収公債権の収入率の目標値及び実績値	22
表3-2 重点滞納債権の収入率の目標値及び実績値	23
債権管理実施計画書	24
参考法令等	51

1 策定の趣旨

本計画は、新居浜市が保有する債権（金銭の給付を目的とする本市の権利。以下同じ。）について、各債権に適用される法令若しくは条例又は契約等の規定に基づき、債権の発生から消滅までの各段階に応じた適正な管理と効果・効率的な回収に向けた取組の基本的な考え方を示すもので、更なる収入率の向上と収入未済額の縮減を図り、市民負担の公平性と財政の健全性を確保するため、新居浜市債権管理条例（平成27年条例第34号）第7条第1項の規定に基づき、計画期間を定めて策定するものである。

2 計画の期間

令和7年度から令和9年度まで（3カ年計画）

3 計画の目標

（1）全体目標

- ・収入未済額の縮減
- ・組織的な債権の適正管理の推進
- ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承

（2）債権所管課ごとの目標

- ・新規滞納に対し、早期の取組を実施する。
 - ・調査、折衝の強化により滞納繰越額を減少させる。 など
- ※詳しくは、「債権管理実施計画書（24ページ～51ページ）」に記載のとおり

4 基本的な考え方

- （1）債権の発生から消滅までの一連の債権の適正管理と効果・効率的な回収業務は、原則債権所管課の通常業務として、主体的に責任をもって対応します。また、自律的かつ持続的な債権管理を実施し、検証し、改善することで、収入未済額（未収債権）の縮減を図ります。

債権管理担当課は、債権所管課と定期的にヒアリングを実施し、債権管理・回収業務の取組に対して、必要かつ適切な助言や支援、全体的な進行管理・調整等の措置を講じます。

- （2）債権は、公法上の原因（賦課、行政処分等）に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因（契約等の当事者間の合意）に基づいて発生する「私

債権」に大別します。公債権については、滞納が発生した場合に、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる「強制徴収公債権」と、滞納処分することができず、裁判所を通じた司法手続により徴収することとなる「非強制徴収公債権」に分類します。

(3) 新規滞納（債務不履行）が発生したときは、新居浜市債権管理条例第6条及び同条例施行規則（平成28年規則第21号）第3条の規定による債権管理台帳を整備し、債権担当者の異動や長期不在に際しても、円滑に一貫した対応ができるよう継続して実施します。

(4) 新規滞納（債務不履行）が発生したときは、債権の種類に応じた初期対応（督促・催告、納付交渉・納付相談、納付意思確認など）を迅速かつ徹底して行うとともに、法令若しくは条例又は契約等の規定に基づき、債権の各段階に応じた適正な管理と必要な措置を講じます。

(5) 滞納者の資産状況、生活状況等に注意を払い、個々の債権の状況を正確に把握し、必要に応じて速やかに債権の保全・回収のための的確な措置を講じます。

また、納付資力があるにもかかわらず納付に応じない悪質滞納者に対しては、差押え等の滞納処分や訴訟の提起手続による支払督促、強制執行等の法的措置を厳格に実施します。

(6) 回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理の仕分けを行い、滞納者の状況により法令等の規定に基づいた債権整理の手続を進めます。なお、法令上又は事実上において、徴収不能又は徴収困難であることが明らかな債権を長期に管理せざるを得ない場合は、これらの状況を回避するため、執行停止又は徴収停止、履行期限の延長、債務の免除等の徴収緩和の措置を講じます。

5 対象となる債権

(1) 対象債権

本計画の対象となる債権は、新居浜市が保有する全ての債権とし、その主なものは、表1（15～17ページ）に記載のとおりである。

(2) 債権の性質・種類

ア 性質

(ア) 普通地方公共団体の財産(＝公有財産・物品・債権・基金)である。
地方自治法(昭和22年法律第67号)第237条第1項の規定により「普通地方公共団体の財産」の一つとして管理される。

(イ) 債権は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利である。
地方自治法第240条第1項の規定による。

イ 種類(公債権と私債権)

債権は、公債権(公法上の債権)と私債権(私法上の債権)に大別される。

- ・公法 … 行政(国・普通地方公共団体)と私人との法律関係を規律する法
- ・私法 … 私人と私人との法律関係を規律する法

① 公債権

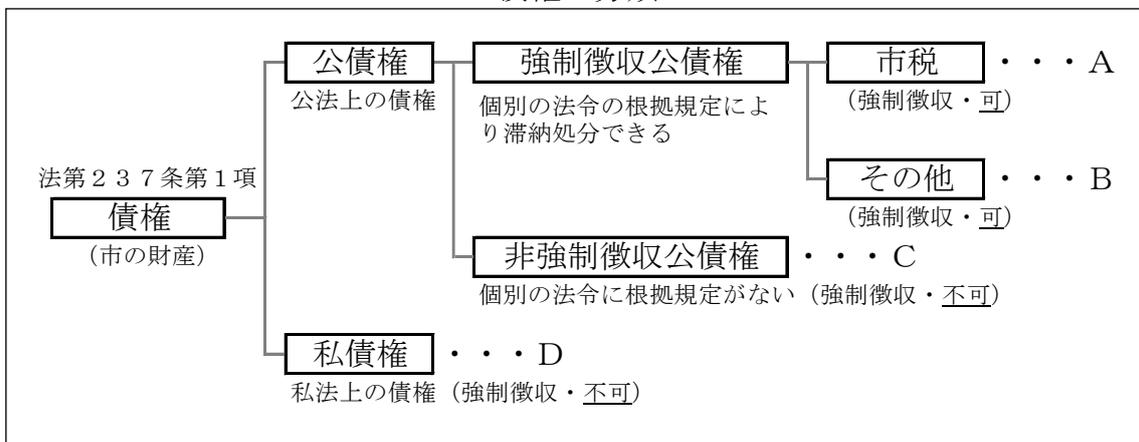
地方自治法第231条の3第1項に規定されている公法上の原因(行政処分)により発生する債権で、債務者はこの処分に対して不服申立てができる。

公債権は、原則5年の時効期間の経過により消滅する。
(他の法律に特別の定めがある場合を除く。)

② 私債権

私法上の原因(契約等の当事者間の合意)により発生する債権で、民事手続において行われる。

<債権の分類>



注 債権の種類（公法上・私法上の判別）は、一定程度の考え方はあるものの、国等から示された明確な基準等はない。各々の地方公共団体が、債権の発生段階において関係法令や契約書の規定、当事者間の法律関係等から、個別具体的に法的解釈をして決定していく必要がある。

水道料金や公立病院の診療費のように、行政解釈上、公債権とされてきたが、最高裁において「私債権」であるとの判決が示され、従来の行政解釈・見解を変更する事案も生じている。

債権の区分・種類が確定するのは、個別具体的に法令に規定されているもののほかは、個々の実態を考慮し、判例等を踏まえながら判断していく必要がある（債権の区分・種類が確定するには、裁判所の判決が今後集積されていくほかないのが実情である）。

A : 強制徴収公債権（市税）

地方税法の規定に基づき、滞納債権について給与、預貯金、不動産の差押え等の滞納処分により徴収を行うことができる債権
(本市自ら強制徴収できる自力執行権を有する債権)

徴収に当たっては、原則として他の債権に優先して充当される（租税優先の原則）。

市税には、次の種類のものがある。なお、本計画では、これらの市税の合計額を市税の額とする。

- 市税の種類 … ①個人市民税 ②法人市民税 ③固定資産税
④軽自動車税 ⑤市たばこ税 ⑥特別土地保有税
⑦入湯税 ⑧都市計画税

B : 強制徴収公債権（その他 ※市税以外）

個別の法令の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分（強制徴収）することができる債権
(本市自ら強制徴収できる自力執行権を有する債権)

地方自治法第231条の3第3項において、次の債権が規定されている。

①分担金 ②加入金 ③過料 ④法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（＝地方自治法附則第6条各号に掲げるもの、及び個別の法令の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる債権）

債務者はこの処分に対して不服申立てが可能で、当該公債権は2年又は5年の時効期間の経過により消滅する。

＜強制徴収公債権（その他）の例＞

	債権名	徴収の根拠法令
1	保育所保育料	児童福祉法第 56 条第 6 項ほか
2	国民健康保険料	国民健康保険法第 79 条の 2
3	下水道使用料	地方自治法附則第 6 条第 3 号
4	生活保護費返還金・徴収金	生活保護法第 77 条の 2 第 2 項、第 78 条第 4 項

C : 非強制徴収公債権

個別の法令に、地方税の滞納処分の例により処分することができる旨の規定がないため、強制徴収できない債権（強制徴収公債権に該当しない債権）

（本市自らは強制徴収できない、自力執行権を有しない債権）

調査権限がないことから、納付折衝時に財産状況、給与額、勤務先等を聴き取り、滞納者の生活と財産の状況把握に努めることが肝要である。

＜非強制徴収公債権の例＞

	債権名	関係する法令
1	生活保護費返還金・徴収金	生活保護法第 63 条、第 78 条
2	児童扶養手当返還金	民法第 703 条（児童扶養手当法）
3	し尿処理手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 9 条

D : 私債権

契約（当事者間の合意）、不法行為、事務管理、不当利得等の私法上の原因により発生する債権で、公債権とは異なり、債務者は不服申立てができない。また、一般の債権は、民法の規定により原則 5 年の時効期間の経過と債務者による時効の援用によって消滅する。

＜私債権の例＞

	債権名	関係する条例・規則
1	土地建物貸付料	新居浜市公有財産規則
2	市営住宅家賃・共益費	新居浜市市営住宅条例
3	水道料金	新居浜市水道事業給水条例

6 各債権共通の適正管理と取組

(1) 納付環境の整備・充実

納付義務者にとって最も利便性が高い口座振替による納付を勧奨するとともに、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォンアプリでの決済による納付について、市ホームページ、広報紙等で広く周知し、納期内納付率の向上に努める。今後においても、納付しやすい環境づくりに努め、費用対効果の観点も踏まえながら、時代に即応した納付環境の整備・充実について検討する。

(2) 台帳の整備と初期対応の徹底

ア 債権管理台帳

新規滞納（債務不履行）が発生したときは、新居浜市債権管理条例第6条及び同条例施行規則第3条の規定による債権管理台帳を整備し、債権の名称、債務者の氏名、債権金額等の基本的事項をはじめ、納付状況等の債権管理に必要な事項を記載し、最新の内容が確認できるようその管理を的確に行う。

イ 督促状・催告等

初期対応を迅速かつ的確に実施することが早期の債権回収と収入未済額の縮減につながることから、納期限（履行期限）経過後、法令等の規定に基づき期限を指定して「督促状」を発付する。

また、督促状を発付してもなお納付（履行）されないときは、催告（書面、電話、訪問等）を速やかに実施し、直接、滞納者と接触・交渉を行い早期の納付を求める。また、滞納者の納付が見込めない場合で、保証人を付しているときは、当該保証人に対しても催告を実施する。

特に、非強制徴収債権が過年度滞納となれば、収入率が極端に低下すること、債権回収を進める中で訴訟の提起等により債務名義を取得する必要があり、多大な労力と時間、費用を費やすこととなるため、初期対応の徹底が重要である。

※督促の根拠

- ・公債権 地方自治法第231条の3 行政処分であり、行政不服審査法の対象となる。市自ら滞納処分できる債権においては、滞納処分の前提となる。
- ・私債権 地方自治法施行令第171条 行政処分でない。

(3) 公平性の確保と延滞金等

納期限経過後の納付者に対しては、納期内納付者との公平性を保ち、納期内納付を促進するため、例えば公債権にあっては地方税法、新居浜市債権管理条例等の規定に基づき督促手数料、延滞金等を徴収する。これらの延滞金等を減免する場合は、その基準や手続を明確に定め、債権担当者の独自判断によることがないように適切に対応する。

(4) 納付の指導・交渉

電話催告や訪問催告を粘り強く実施し、滞納者との接触を行い、滞納原因や生活実態、所得や財産、納付資力等の状況を的確に把握し、その状況に応じた納付指導を行う。

また、納付交渉は、滞納者の納付（履行）の意思を確認し、滞納処分や強制執行等の段階へ移行するか、徴収の猶予や停止、債務の免除などを行うか判断するためにも、重要な手段となる。

(5) 分割納付の管理

納付交渉において、一括納付や月々の返済額の納付が困難（災害、病気、生活困窮等）であるとの申出がある滞納者に対しては、納付指導において把握した個々人の状況を参酌し、納付の実効性向上の観点から、やむを得ないと認められる場合には、納付計画を立てさせたくえで分割納付を適用し、その納付（履行）管理を徹底する。納付計画等に不履行があった場合は、早期対応を徹底して行う。

なお、法令等の規定に基づき徴収猶予や履行延期の特約等（納付期限の延長）の申請又は減免の申請があった場合は、法令等の規定に基づき適正に運用する。

(6) 時効の管理

債権の性質に応じて当該債権の時効を厳格に管理し、漫然と時効を迎えることがないようにする。

公債権については、消滅時効期間（原則5年）が経過したときは、滞納者が時効の援用を行わない場合でも消滅し、私債権については、消滅時効期間経過及び滞納者の時効の援用により消滅する。

また、滞納者の状況等を判断しながら、債務承認、滞納処分（強制徴収債権）及び強制執行（非強制徴収債権）の法的措置等による時効の更新措置を

講じる。

改正民法の施行（令和2年4月1日）後に生じた債権の時効期間は、原則5年となるが、根拠法令の規定や債権が生じた日に応じて期間が異なる場合がある。債権の種類や性質を把握したうえで、時効管理を行わなければならない。

主な債権の消滅時効の年数及び根拠法令等は、表1（15～17ページ）に記載のとおりである。

※消滅時効の年数

- ・公債権 地方自治法第236条第1項
原則5年（他の法律に特別の定めがあるものを除く。）
- ・私債権 民法その他の法律で時効の年数が定められている。
原則5年

（7）徴収緩和制度の運用と債権の整理

市民負担の公平性の観点から、債権の回収強化の取組を原則とするが、個々の状況によっては、滞納者の資産、徴収や訴訟手続に係る費用等を慎重に考慮し、債権の整理手続を検討する。

納入義務者や滞納者について、本人に係る調査や折衝等を通じて、生活困窮、無資力、居所不明等の理由により未収金の回収が困難であると判断された事案については、長期間放置せず法令等の規定に基づき、次に掲げる措置を行う。

- ・強制徴収公債権 → 徴収猶予制度・滞納処分の執行停止
- ・非強制徴収公債権 → 徴収停止・履行延期の処分・債権の放棄
- ・私債権 → 徴収停止・履行延期の特約・債権の放棄

なお、債権の放棄は、債権所管課（部）で十分に協議し、新居浜市債権管理委員会の承認を受けて行う。また、放棄後、直近の市議会において報告を行うこととなっている。

（8）法的措置等の実施と債権回収

納付に応じない滞納者に対しては、原則として滞納処分による差押えや裁判所を通じた司法手続による支払督促・強制執行等の法的措置を実施し、債権回収に努める。

ア 強制徴収手続

強制徴収公債権（自力執行権を有する債権）において、地方税法等の

定める要件に該当する場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

債権管理担当課は、債権所管課における滞納処分による差押えがスムーズに実施できるよう財産調査・差押えに係る事務処理について支援を行う。

イ 強制執行手続

非強制徴収公債権及び私債権（自力執行権を有しない債権）において、催告をした後、相当の期間を経過してもなお納付（履行）されないときは、担保権の実行、訴訟手続による履行の請求及び強制執行の措置をとらなければならない。

債権管理担当課は債権所管課におけるこれらの措置に係る事務処理について必要に応じ支援を行う。

※「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」（最高裁判例平成16年4月23日）

（9）人材の育成

ア 研修の充実

債権管理・回収には、一定の法務の知識や滞納者との対人折衝技術の習得が求められ、これらを継続・蓄積し、継承していく必要がある。

従来から実施している職場研修や研修機関実施の専門的研修への参加などにより債権担当者のスキルアップに努める。

また、「滞納整理業務マニュアル」、「保証人対応マニュアル」その他のマニュアルを活用し、適正な債権管理と効果・効率的な債権回収を行うことができる人材の育成と、債権所管課の一層の体制整備を図る。

イ 愛媛地方税滞納整理機構への職員派遣

愛媛地方税滞納整理機構は、県内各市町から移管された税の徴収困難事案の滞納処分を専門的に実施する機関で、各市町から職員を受け入れ、当該職員の滞納処分に係る知識・技能の習得に取り組んでいる。

本市からも定期的に職員を派遣し、帰任後に滞納整理の技術移転等を

図っている。

7 組織的な債権の適正管理と取組

(1) 滞納整理における進行管理

滞納整理における進行管理とは、全体の現状分析から全体計画の目標値を設定し、その目標値達成に向けて一つ一つの事案をいかに効率的に完結に導いていくか、その判断と行動を繰り返していく一連の事務の流れである。

ア 強制徴収債権の進行管理

統括責任者（課長）は目標数値計画・事務運営計画を策定し、管理監督者（副課長・係長）はこの目標数値達成に向けた年間計画・月間計画等を策定する。

これらの内容を債権担当者（係員）に伝え、債権担当者は目標数値達成に向けて個々の事案を処理する。その結果を毎月の進行管理会議や係会で意識統一・情報共有し、更に各々の事案の目標数値・計画の見直しに活用する。

徴収困難や重要な事案については、管理職ヒアリングを行い、組織的に対応する。

このように、統括責任者、管理監督者及び債権担当者は、それぞれの立場に応じて進行管理を行うことにより、債権所管課（部）の責任において滞納整理を進める。

イ 非強制徴収債権の進行管理

滞納額、連帯保証人の有無、経済的状況、資産保有の状況、滞納理由及び納付意思等を勘案し、効果・効率的な債権回収方法を選択する。

なお、責任の所在を明確にするため担当者制を原則とするほか、所管債権の状況に応じ、回収業務は債権所管課全体の業務として定期的に課内会や係会等を実施し、前年同期の収入率との比較により、滞納整理事務の迅速な軌道修正を行う。

また、債権ごとに異なる消滅時効期間も勘案のうえ、重点滞納事案については、管理職ヒアリングを実施するなど滞納整理の年間スケジュール等を策定し、適正な進行管理を実施する。

(2) 目標数値の設定による収入率等の向上

収納実績を向上させるために収入率等の目標数値を具体的に設定し、債権所管課において、毎年度の目標数値の達成に努める。

目標数値に達しなかった場合又は達した場合においても、その内容を比較精査し、その要因を探求することにより、次年度以降の目標数値設定に活用する。

(3) 債権回収状況の公表

市の財政の健全化に向けた取組について、市民への説明責任と理解を得るため、債権管理の状況、未収債権の回収計画・回収状況（差押えや訴訟の件数・収入率等の目標数値や実績）等を積極的に公表する（表3-1、3-2、債権管理実施計画書（24ページ～51ページ）に記載のとおり）。

(4) 個人情報の保護及び滞納者情報の共有

ア 個人情報の保護

債権管理業務は、秘密性の高い市民の個人情報を取り扱う業務であり、地方公務員法や地方税法等には情報漏えい、窃用に対する罰則規定がある。このことから、滞納者の資産状況等の把握や債権所管課間の連携など債権回収の促進に当たっては、個人情報の保護、守秘義務等に十分に留意する。

イ 強制徴収債権滞納者の情報共有

強制徴収債権の滞納者の情報については、各債権の徴収事務において調査権限が与えられていることから、情報の収集・共有について法的問題は生じない。よって情報交換会の開催や直接の聞き取り等により、庁内での積極的な情報の共有を図る（平成19年3月総務省通知参照）。

ウ 非強制徴収債権滞納者の情報収集

非強制徴収債権の滞納者の情報については、根拠法令に調査権限の規定がないことから、安易に情報の収集・共有することはできないため、契約の締結時や分割納付誓約時に本人の同意書を徴取し、債務不履行があった場合に速やかに情報収集ができる準備を行う。

情報を保有する課は、同意書を根拠に債権所管課から情報提供の依頼があった場合には、関係法令や条例の規定に抵触しない範囲において、債権回収業務に協力する。

(5) 体制の整備

債権管理・回収業務の全庁的な進行管理、助言や支援、研修等の業務は、債権管理担当課が行っていく。

また、滞納債権の発生から消滅までの一連の債権の適正な管理及び効果・効率的な回収業務は、債権所管課の通常業務として、主体的に責任を持って対応していく。

債権所管課における担当職員は、人事異動等により交代することから、各種マニュアル等を作成し、個々人のスキルアップとその継承に努めているが、各債権所管課における債権の内容や状況には大きな隔たりがあり、特に新任担当者が早期に対応することは難しい。

このことから、全庁的な債権管理・回収業務について助言や支援を債権管理担当課が行っているが、一連の債権管理・回収業務は債権所管課の日常業務であり、債権所管課においては、担当者任せにすることなく、当該所管課の問題として、体制整備の確立と情報の共有化を図る必要がある。

(6) 債権管理委員会

債権管理に関する事務の一層の適正化を図り、市民の公平な負担による収入確保の徹底を図るため、副市長を委員長とする新居浜市債権管理委員会を設置し、債権管理の総括、組織及び体制の整備、重要事項の方針決定、債権の放棄に関する事等についての審議を行う。

8 債権管理の取組と課題

(1) これまでの取組

市税を始めとする債権の令和6年度決算における収入未済額は、約6.76億円で、債権管理対策室が設置された平成22年度決算¹と比較して、金額で約12.7億円、率で約65.27%減少している。このうち、市税の収入未済額が約8.7億円減少しており、債権全体における収入未済額減少の大きな部分を占めているが、同期間中、債権の種類ごとに比較した場合でも、収入未済額の減少率は、市税を除く強制徴収公債権は約34.59%、非強制徴収公債権は約71.52%、私債権は約45.37%となっている。

債権所管課においては、債権管理担当課との定期的なヒアリングを通じ、情報の共有化を図っているほか、その助言と支援等を受け、毎年度、収入

¹ 水道料金は、他の会計と同様の出納整理期間を想定し、3月末決算に翌年度の4月1日から5月31日までの収入額を加味した額で算定している。

率の目標数値を掲げ、実績と比較精査し、新たな措置を講じるなど適正な債権管理及び効果・効率的な債権回収に向けて取り組んでいる。

(2) 取組の成果と現状（令和6年度の状況）

令和6年度の主要滞納債権の収入状況及び収入未済額の合計は、表2（18～21ページ）に記載のとおりである。収入未済額の合計は、前述のとおり約6.76億円で、これは、令和7年度の新居浜市の各種会計当初予算の合計金額、約936億円の約0.72%に相当する額である。

同表において、収入未済額が5千万円を超える債権は、次の5債権（全体の約87.0%を占める。）である。

ア 市税

イ 下水道使用料（令和7年3月31日現在）

ウ 国民健康保険料

エ 住宅新築資金等貸付金

オ 生活保護費返還金・徴収金

令和6年度決算においては、市税や国民健康保険料等の現年分の収入率が前年度より下落しており、物価上昇等の社会情勢の影響を受けているものと考えられる。

(3) 課題

これまで、債権管理担当課では、各種マニュアルの作成、債権担当者ワーキングチームによる研修会や新任担当者研修会の開催、定期的なヒアリングによる債権の進行管理・総合調整、段階に応じた債権管理の支援等に取り組んできた結果、債権所管課における、債権の発生から消滅までの一連の債権管理業務について、基本的な執行体制の整備が進められた。

しかしながら、一部の債権所管課においては、①他の業務より優先順位が低くなり、債権の管理・回収業務が十分に行われていない（当該業務に時間が取れない）こと、②回収を進めるためのノウハウが継承されず、その蓄積がないこと、③債権の法的整理がなされないまま長期間経過しているものがあること、④債権担当者任せで組織としてのサポートや管理監督者による進行管理ができていないこと等の点において、債権所管課間で債権の管理・回収の体制整備や取組に差異が生じている。

今後、特に取組に遅れがある債権所管課においては、情報の共有化と体制整備を図り、組織として債権管理・回収業務を担っていく必要がある。

また、債権管理担当課も必要に応じ助言等を行っていく。

9 今後の債権管理の取組と体制整備

市民負担の公平性と健全財政を維持していくためには、自主財源を確保しそれを充実していくことが、地方公共団体において必要不可欠な取組であり、地方分権の推進を図る重要な要素である。

債権を適正に管理し、効果・効率的に回収することは、公金の収納額及び収入率を向上させ、公平性及び財源の確保につながるものと考えられる。

回収努力を怠ることによる不当な不納欠損や、厳格な管理を怠ることによる安易な時効消滅がないように債権所管課全体の課題として常に的確に取り組む必要がある。

平成28年4月に新居浜市債権管理条例が施行され、債権所管課における債権の管理・回収業務も基本的な事項については一定の水準に達している状況から、債権管理担当課の所掌事務は縮小してきている。このような状況を踏まえ、令和4年4月から債権管理課を収税課に統合した。

今後においては、債権所管課における自律的かつ持続的な債権管理を推進するとともに、収入未済額（未収債権）の縮減に努めることとする。

債権の適正な管理及び効果・効率的な回収は、原則、組織の課題であると認識し、債権所管課が自主的に取り組んでいくものとする。

表1 債権名及び賦課等の根拠・時効年数等

種別	債権名	賦課根拠法令	強制徴収根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
A	市税	地方税法第2条ほか 新居浜市税賦課徴収条例	地方税法第329条ほか	5年	地方税法第18条	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制徴収根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
B	介護保険料	介護保険法第129条 新居浜市介護保険条例	介護保険法第144条	2年	介護保険法第200条第1項	不要
B	国民健康保険料	国民健康保険法第76条 新居浜市国民健康保険条例	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
B	後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の確保に関する法律第104条 新居浜市後期高齢者医療に関する条例	高齢者の医療の確保に関する法律第113条	2年	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項	不要
B	診療報酬返還金（一般） （不正請求分）	国民健康保険法第65条	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項	不要
B	生活保護費返還金・徴収金	生活保護法第63条、第77条の2第1項、第78条第1項	生活保護法第77条の2第2項（H30.10.1～）、第78条第4項（H26.7.1～）	5年	地方自治法第236条第1項	不要
B	保育所保育料	(公立)子ども・子育て支援法第27条第1項～第8項 (私立)子ども・子育て支援法附則第6条第4項 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例	(公立)児童福祉法第56条第6項 (私立)子ども・子育て支援法附則第6条第6項	5年	〃	不要
B	児童扶養手当返還金 （不正請求分）	児童扶養手当法第23条	児童扶養手当法第23条	5年	〃	不要
B	児童手当返還金 （不正請求分）	児童手当法第14条	児童手当法第14条	5年	〃	不要
B	下水道事業受益者負担金等	(負担金)都市計画法第75条第1項 (分担金)地方自治法第224条 新居浜市下水道事業に係る受益者負担金等に関する条例	(負担金)都市計画法第75条第5項 (分担金)地方自治法第231条の3第3項	5年	〃	不要
B	下水道使用料	下水道法第20条 新居浜市下水道条例	地方自治法第231条の3第3項 (附則第6条第3号)	5年	〃	不要
B	道路占用料	道路法第39条 新居浜市道路占用料条例	道路法第73条第3項	5年	道路法第73条第5項	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
C	行政財産使用料	地方自治法第238条の4第7項 新居浜市行政財産使用料条例	地方自治法第240条第2項	5年	地方自治法第236条第1項	不要
C	老人ホーム費負担金	老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号 老人福祉法第28条の規定による費用徴収規則	〃	5年	〃	不要
C	特別障がい者手当過誤支給分	民法第703条 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	〃	5年	〃	不要
C	生活保護費返還金・徴収金	生活保護法第63条、第78条(～H26.6.30)	〃	5年	〃	不要
C	別子保育園使用料	地方自治法第225条 新居浜市立へき地保育所設置及び管理条例	〃	5年	〃	不要
C	児童扶養手当返還金	民法第703条 (児童扶養手当法)	〃	5年	〃	不要
C	児童手当返還金	民法第703条 (児童手当法)	〃	5年	〃	不要
C	平尾墓園管理料	新居浜市墓地条例第11条	〃	5年	〃	不要
C	し尿処理手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条	〃	5年	〃	不要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
D	土地建物貸付料	地方自治法第238条の5第1項 新居浜市公有財産規則第19条	地方自治法第240条第2項	5年	民法第166条第1項	要
D	老人短期保護費納付金	新居浜市高齢者ショートステイ事業実施要綱 (老人福祉法)	〃	5年	〃	要
D	診療報酬返還金(一般) (不当利得分)	民法第703条 (国民健康保険法)	〃	5年	〃	要
D	高額療養費返納金(一般) (不当利得分)	民法第703条 (国民健康保険法)	〃	5年	〃	要
D	第三者納付金(一般)	国民健康保険法第64条第1項 (民法第710条・第722条)	〃	5年	民法第724条の2	要
D	旧老人保健事業特別会計 診療報酬返還金(不当利得分)	民法第703条 (旧老人保健法)	〃	5年	民法第166条第1項	要
D	国保特定健康診査検診料 返還金	民法第703条 (高齢者の医療の確保に関する法律)	〃	5年	〃	要
D	災害援護資金貸付金	災害弔慰金の支給等に関する法律第10条 新居浜市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条	〃	5年	〃	要

種別	債権名	賦課根拠法令	強制執行根拠法令	時効年数	時効根拠法令	時効援用
D	重度心身障がい者医療費返還金	民法第703条 (新居浜市重度心身障がい者医療費助成条例)	地方自治法第240条第2項	5年	民法第166条第1項	要
D	公立保育園副食費	児童福祉法、子ども・子育て支援法 新居浜市立保育園管理運営要綱	〃	5年	〃	要
D	子ども医療費返還金	民法第703条 (新居浜市子ども医療費助成条例)	〃	5年	〃	要
D	ひとり親家庭医療費返還金	民法第703条 (新居浜市ひとり親家庭医療費助成条例)	〃	5年	〃	要
D	住宅新築資金等貸付金	新居浜市住宅新築資金等貸付条例(※H14.3.31廃止) (民法第587条)	〃	10年	旧民法第167条第1項	要
D	簡易水道使用料	新居浜市別子山簡易給水施設条例第19条 (民法第555条)	〃	5年	民法第166条第1項	要
D	市営住宅家賃	公営住宅法 新居浜市市営住宅条例第22条	〃	5年	〃	要
D	市営住宅共益費	公営住宅法 新居浜市市営住宅条例第27条	〃	5年	〃	要
D	市営住宅駐車場使用料	公営住宅法 新居浜市市営住宅条例第67条	〃	5年	〃	要
D	放課後児童クラブ実費徴収金	児童福祉法 新居浜市放課後児童健全育成事業実施要綱	〃	5年	〃	要
D	奨学資金貸付基金貸付金	新居浜市奨学資金貸付基金条例 (民法第587条)	〃	5年	〃	要
D	青野記念奨学基金貸付金	新居浜市青野記念奨学基金条例 (民法第587条)	〃	5年	〃	要
D	特別奨学基金貸付金	新居浜市特別奨学基金条例 (民法第587条)	〃	5年	〃	要
D	しらうめ入学準備金貸付基金貸付金	新居浜市しらうめ入学準備金貸付基金条例 (民法第587条)	〃	5年	〃	要
D	水道料金	新居浜市水道事業給水条例第23条 (民法第555条)	〃	5年	〃	要
D	水道施設等破損補償費	新居浜市水道施設等の破損に伴う補償費請求の取扱要綱 (民法第709条)	〃	5年	〃	要
D	損害賠償金	和解書 (民法第709条、第695条)	〃	3年 (5年)	民法第724条第1号 (民法第724条の2)	要

※ D債権の時効年数は、一部を除き令和2年4月1日の改正民法施行後の年数を記載しているが、それ以前に生じた債権については根拠となる法律により時効年数が異なる。

表2 主要滞納債権の収入状況（令和6年度）

（単位：千円）

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
市 税	(課税課) (収税課) 市 税	現年度	19,969,344	19,881,757	6,892	80,695	99.56	-0.07	355
		滞納繰越	156,118	51,182	26,526	78,410	32.78	2.51	0
		計	20,125,463	19,932,939	33,419	159,105	99.04	-0.03	355
強 制 徴 収 公 債 権	(介護福祉課) 介 護 保 険 料	現年度	2,553,886	2,548,624	0	5,262	99.79	0.09	1,979
		滞納繰越	15,837	5,996	3,752	6,089	37.86	-6.68	0
		計	2,569,723	2,554,619	3,752	11,352	99.41	0.15	1,979
	(国保課) 国民健康 保 険 料	現年度	1,752,092	1,680,282	0	71,810	95.90	-0.35	1,485
		滞納繰越	107,127	51,663	12,101	43,363	48.23	4.10	0
		計	1,859,219	1,731,944	12,101	115,174	93.15	-0.39	1,485
	(国保課) 後期高齢者 医療保険料	現年度	1,588,543	1,583,068	0	5,476	99.66	-0.08	728
		滞納繰越	5,877	3,660	373	1,844	62.29	-3.84	0
		計	1,594,420	1,586,728	373	7,319	99.52	-0.11	728
	(生活福祉課) 生活保護費 返 還 金 徴 収 金	現年度	17,232	14,565	0	2,668	84.52	-6.99	0
		滞納繰越	30,471	3,287	160	27,025	10.79	-2.42	0
		計	47,704	17,851	160	29,693	37.42	-17.25	0
	(こども保育課) 保 育 所 保 育 料	現年度	240,997	237,697	0	3,300	98.63	-0.69	0
		滞納繰越	3,361	1,699	330	1,332	50.56	13.53	0
		計	244,358	239,396	330	4,632	97.97	-0.55	0
	(企画経営課) 下水道事業 受益者負担金等	現年度	42,101	41,397	0	703	98.33	-0.57	3
		滞納繰越	667	327	16	324	49.08	31.63	5
		計	42,767	41,725	16	1,027	97.56	-1.07	8
	(企画経営課) 下 水 道 使 用 料	現年度	1,505,439	1,367,674	0	137,766	90.85	-0.22	0
		滞納繰越	141,928	134,909	711	6,308	95.05	-0.61	0
		計	1,647,367	1,502,583	711	144,073	91.21	-0.26	0
強 制 徴 収 公 債 権 小 計	現年度	7,700,291	7,473,305	0	226,985	97.05	-0.05	4,192	
	滞納繰越	305,267	201,540	17,443	86,284	66.02	0.10	0	
	計	8,005,558	7,674,846	17,443	313,269	95.87	-0.03	4,192	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
非 強 制 徴 収 公 債 権	(介護福祉課) 老人ホーム費 負担金	現年度	27,229	27,229	0	0	100.00	0.00	0
		滞納繰越	85	4	0	81	4.14	4.14	0
		計	27,313	27,232	0	81	99.70	0.00	0
	(生活福祉課) 生活保護費 返還金 徴収金	現年度	9	9	0	0	100.00	98.51	0
		滞納繰越	32,884	656	1,472	30,757	1.99	-0.34	0
		計	32,892	664	1,472	30,757	2.02	-0.24	0
	(こども未来課) 児童扶養 手当返還金	現年度	1,744	55	0	1,689	3.15	-38.92	0
		滞納繰越	2,693	128	0	2,565	4.75	-18.55	0
		計	4,437	183	0	4,254	4.12	-32.94	0
	(環境政策課) 平尾墓園 管理料	現年度	7,665	7,598	0	68	99.12	0.91	0
		滞納繰越	225	112	0	113	50.00	-8.13	0
		計	7,890	7,710	0	180	97.72	0.61	0
	(廃棄物対策課) し尿処理 手数料	現年度	4,270	4,237	0	32	99.25	-0.04	0
		滞納繰越	28	28	0	0	100.00	6.75	0
		計	4,297	4,265	0	32	99.25	0.01	0
	(建築住宅課) 市営住宅 家賃 (~H26年度分)	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	1,155	246	0	909	21.27	-6.05	0
		計	1,155	246	0	909	21.27	-6.05	0
	(建築住宅課) 市営住宅 共益費 (~H26年度分)	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	1,355	224	0	1,131	16.54	5.90	0
		計	1,355	224	0	1,131	16.54	5.90	0
非強制徴収 公債権 小計	現年度	40,917	39,128	0	1,789	95.63	5.95	0	
	滞納繰越	38,423	1,397	1,472	35,555	3.63	-1.16	0	
	計	79,340	40,524	1,472	37,344	51.08	-0.60	0	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
私 債 権	(管財課) 土地建物 貸付料	現年度	16,037	15,952	0	85	99.47	0.01	0
		滞納繰越	264	178	0	87	67.21	6.12	0
		計	16,301	16,129	0	172	98.94	0.54	0
	(国保課) 診療報酬 返還金 (一般)	現年度	4,320	4,046	0	274	93.65	-5.60	0
		滞納繰越	787	24	742	22	3.01	-0.64	0
		計	5,108	4,070	742	296	79.68	4.62	0
	(国保課) 高額療養費 返納金 (一般)	現年度	348	275	0	74	78.89	-21.11	0
		滞納繰越	304	0	287	17	0.00	-11.46	0
		計	652	275	287	90	42.14	-15.07	0
	(地域福祉課) 災害援護資金 貸付金	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	10,183	0	0	10,183	0.00	-5.89	0
		計	10,183	0	0	10,183	0.00	-5.89	0
	(こども保育課) 公立保育園 副食費	現年度	14,518	14,487	0	32	99.78	-0.05	0
		滞納繰越	67	36	0	31	53.62	-23.88	0
		計	14,585	14,523	0	63	99.57	-0.07	0
	(こども未来課) ひとり親 家庭 医療費返還金	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	364	63	0	301	17.32	3.29	0
		計	364	63	0	301	17.32	5.19	0
	(人権擁護課) 住宅新築資金等 貸付金	現年度	0	0	0	0	-	-	0
		滞納繰越	111,365	2,439	0	108,926	2.19	-2.33	0
		計	111,365	2,439	0	108,926	2.19	-2.33	0
(建築住宅課) 市営住宅 家賃 (H27年度分～)	現年度	263,622	262,354	0	1,268	99.52	-0.35	0	
	滞納繰越	4,965	475	35	4,455	9.57	-4.61	0	
	計	268,588	262,829	35	5,723	97.86	-0.25	0	
(建築住宅課) 市営住宅 共益費 (H27年度分～)	現年度	29,218	28,929	0	289	99.01	0.48	0	
	滞納繰越	2,443	462	0	1,980	18.93	-8.74	0	
	計	31,661	29,391	0	2,269	92.83	-0.14	0	
(建築住宅課) 市営住宅 駐車場使用料	現年度	4,213	4,176	0	37	99.12	-0.74	0	
	滞納繰越	4	4	0	0	100.00	-	0	
	計	4,217	4,180	0	37	99.12	-0.74	0	

種別	債権名	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率(%)	前年比(%)	還付未済額
私 債 権	(学校教育課) 放課後 児童クラブ 実費徴収金	現年度	43,808	43,802	0	6	99.99	0.07	0
		滞納繰越	35	35	0	0	100.00	-	0
		計	43,842	43,836	0	6	99.9	0.07	0
	(学校教育課) 奨学資金 貸付基金 貸付金	現年度	2,628	2,538	0	90	96.58	4.99	0
		滞納繰越	823	547	0	276	66.46	29.13	0
		計	3,451	3,085	0	366	89.39	11.62	0
	(学校教育課) しらうめ入学準備金 貸付基金 貸付金	現年度	528	521	0	7	98.67	20.07	0
		滞納繰越	201	69	0	132	34.33	18.95	0
		計	729	590	0	139	80.93	12.73	0
	(企画経営課) 水道料金	現年度	2,039,510	2,008,138	0	31,372	98.46	0.00	0
		滞納繰越	37,581	30,811	747	6,023	81.99	1.92	0
		計	2,077,091	2,038,950	747	37,395	98.16	0.02	0
	(水道課) 水道施設等 破損補償費	現年度	433	389	0	43	89.96	-1.23	0
		滞納繰越	38	0	0	38	0.00	-	0
		計	471	389	0	81	82.74	-8.45	0
	私債権 小計	現年度	2,419,575	2,385,998	0	33,577	98.61	-0.04	0
		滞納繰越	169,461	35,143	1,811	132,508	20.74	-0.88	0
		計	2,589,036	2,421,141	1,811	166,084	93.52	0.08	0

(注1) 記載の数字は、千円単位で記載しており、端数については四捨五入しているため、合計が一致しない部分がある。

(注2) 公営企業会計に属する債権（下水道受益者負担金等、下水道使用料、水道料金、水道施設等破損補償費）の決算数値は、令和7年3月31日現在である。

表 3 - 1 強制徴収公債権の収入率の目標値及び実績値 (単位：%)

債権名	区分	R5 年度	R6 年度		R7 年度	R8 年度	R9 年度
		実績	目標	実績	目標	目標	目標
市税	現年度	99.63	99.72	99.56	99.62	99.63	99.64
	滞納繰越	30.27	32.00	32.78	30.96	30.96	30.96
	計	99.07	99.25	99.04	99.11	99.13	99.15
介護 保険料	現年度	99.70	99.60	99.79	99.80	99.81	99.81
	滞納繰越	44.54	46.00	37.86	30.00	28.00	28.00
	計	99.26	99.28	99.41	99.49	99.54	99.57
保育所 保育料	現年度	99.32	99.40	98.63	99.40	99.40	99.40
	滞納繰越	37.03	40.00	50.56	40.00	40.00	40.00
	計	98.52	98.61	97.97	98.19	98.36	98.48
国民健康 保険料	現年度	96.25	96.50	95.90	96.50	96.50	96.76
	滞納繰越	44.13	46.00	48.23	48.50	48.75	49.00
	計	93.54	93.54	93.15	93.30	93.61	94.00
後期高齢者 医療保険料	現年度	99.74	99.80	99.66	99.70	99.75	99.80
	滞納繰越	66.13	67.00	62.29	65.00	66.00	67.00
	計	99.63	99.70	99.52	99.54	99.60	99.67
下水道事業 受益者 負担金等	現年度	98.90	99.00	98.33	99.00	99.00	99.00
	滞納繰越	17.45	75.95	49.08	50.00	50.00	50.00
	計	98.63	98.70	97.56	97.83	97.95	98.01
下水道 使用料	現年度	91.07	91.00	90.85	91.00	91.00	91.00
	滞納繰越	95.66	96.00	95.05	96.00	96.60	96.60
	計	91.47	91.43	91.21	91.49	91.47	99.33

表3-2 重点滞納債権の収入率の目標値及び実績値 (単位：%)

債権名	区分	R5年度	R6年度		R7年度	R8年度	R9年度
		実績	目標	実績	目標	目標	目標
災害援護 資金貸付金	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	5.89	9.38	0.00	4.42	4.32	4.30
	計	5.89	9.38	0.00	4.42	4.32	4.30
生活保護費 返還金・徴 収金(※1)	現年度	91.51	80.00	84.52	85.00	87.00	90.00
	滞納繰越	13.21	30.00	10.79	30.00	33.00	35.00
	計	54.67	56.73	37.42	52.14	57.78	63.83
生活保護費 返還金・徴 収金(※2)	現年度	1.49	100.00	100.00	—	—	—
	滞納繰越	2.33	2.20	1.99	2.20	2.30	2.40
	計	2.26	2.20	2.02	2.20	2.30	2.40
住宅新築 資金等 貸付金	現年度	—	—	—	—	—	—
	滞納繰越	4.52	2.10	2.19	2.13	2.21	2.38
	計	4.52	2.10	2.19	2.13	2.21	2.38

(※1) 強制徴収公債権分

(※2) 非強制徴収公債権分

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	市税	所 管 課	収税課
これまでの取組内容及び評価	<p>令和6年度の現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入率は、目標の99.25%に対し、実績は99.04%となった。定例財産調査を行うものの差押可能財産を発見できず、処分を実施できなかった滞納案件が少なからず存在したことが、目標に至らなかった要因の一つではないかと考えられる。</p> <p>一方で令和6年度は普通自動車の公売を実施するなどしたほか、全体の差押件数も4年連続で600件台を維持しており、今後も税の公平性確保の取組みを継続していく。</p>		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・期限までに納付がないもの等に対しては、速やかに差押処分を行っていく。 ・高額の前金を有しているが、滞納となり差押えを実施した者には、個別に口座振替の勧奨を行う。 ・差押可能財産を発見するため、搜索を実施する。 ・公売を前提とし、不動産・自動車の差押えを行う。 ・年間で差押え件数620件、財産調査件数7,300件を目標とする。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・期限までに納付がないもの等に対しては、速やかに差押処分を行っていく。 ・高額の前金を有しているが、滞納となり差押えを実施した者には、個別に口座振替の勧奨を行う。 ・差押可能財産を発見するため、搜索を実施する。 ・公売を前提とし、不動産・自動車の差押えを行う。 ・年間で差押え件数630件、財産調査件数7,300件を目標とする。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・期限までに納付がないもの等に対しては、速やかに差押処分を行っていく。 ・差押可能財産を発見するため、搜索を実施する。 ・公売を前提とし、不動産・自動車の差押えを行う。 ・年間で差押え件数640件、財産調査件数7,300件を目標とする。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	介護保険料	所 管 課	介護福祉課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳の新規資格取得者を重点的な対象とし、滞納額が高額となる前に早期の訪問、差押え等を行った。 ・ 新規資格取得予定者に対し口座振替の推進 ・ 令和6年度収入率は現年分 99.79%、滞納繰越分 37.86%となり、全体で 99.41%となった。現年、全体の収入率は前年より上昇しており、取り組み内容が結果に現れてきている。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収困難者に対して訪問や相談をきめ細やかに行い、滞納繰越分の収入未済額の縮減に努める。 ・ 新規資格取得者への早期の訪問、滞納処分を実施し、滞納額が高額になる前に対処していくことで、現年度の収入未済額の縮減に努める。 ・ 年間の差押件数 50 件、財産調査件数 350 件を目標とする。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収困難者に対して訪問や相談をきめ細やかに行い、滞納繰越分の収入未済額の縮減に努める。 ・ 新規資格取得者への早期の訪問、滞納処分を実施し、滞納額が高額になる前に対処していくことで、現年度の収入未済額の縮減に努める。 ・ 年間の差押件数 50 件、財産調査件数 350 件を目標とする。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収困難者に対して訪問や相談をきめ細やかに行い、滞納繰越分の収入未済額の縮減に努める。 ・ 新規資格取得者への早期の訪問、滞納処分を実施し、滞納額が高額になる前に対処していくことで、現年度の収入未済額の縮減に努める。 ・ 年間の差押件数 50 件、財産調査件数 350 件を目標とする。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	国保料	所 管 課	国保課
これまでの 取組内容 及び評価	<p>国民健康保険加入者である自営業者や農林漁業者は、近年の様々な社会情勢の変化（人件費・物価・ガソリン価格高騰等）の影響を受ける中、下記による取組内容で対応した結果、収納率の大幅な下落はなかったと評価している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促発送（地方税法の滞納処分の例による）。 ・催告発送（年3回の定期送付）。 ・相談員との情報共有を行い、滞納者へ電話による納付勧奨の実施、窓口における納付相談、郵便物返戻者等に対する訪問調査等の実施。 ・財産調査の実施及び差押え等の滞納処分実施。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<p>滞納者に対して、粛々と滞納処分等を実施し、適切な収納管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保料の収納率：93.30%（R6年度比0.15%以上目標） ・財産調査実施件数：900件 ・滞納処分実施件数：200件 		
令和8年度	<p>滞納者に対して、粛々と滞納処分等を実施し、適切な収納管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保料の収納率：93.61%（R6年度比0.46%以上目標） ・財産調査実施件数：900件 ・滞納処分実施件数：200件 		
令和9年度	<p>滞納者に対して、粛々と滞納処分等を実施し、適切な収納管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保料の収納率：94.00%（R6年度比0.85%以上目標） ・財産調査実施件数：900件 ・滞納処分実施件数：250件 ・搜索、自動車（軽自動車）差押え、動産差押え後の公売による換価など新規滞納処分を検討。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	後期高齢者医療保険料	所 管 課	国保課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・新規資格取得者に対し口座振替の推進 ・年に2回文書・電話催告を実施 ・長期滞納に対しては、文書・電話催告のほか訪問催告を実施し、積極的に納付を促す。 ・財産調査の実施及び差押え等の滞納処分実施。 ・令和6年度収納率は現年分99.66%、滞納繰越分62.29%、全体で99.52%となり、上記取組の計画的な実施にかかわらず、目標値には達しなかった。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回実施していた文書催告を年3回（5月・9月・12月）とし、新規滞納者との早期接触を図る。 ・新規資格取得者に対し口座振替の推進 ・後期高齢者医療係が所管していた財産調査・差押え等の滞納整理事務の一部を徴収係に移管し、両係が相互連携することで、国保料と後期高齢者医療保険料の一元的な債権管理の推進を図る。 ・滞納者に対しては、粛々と滞納処分等を実施し、適切な収納管理を行う。 ・収納率99.54%（現年99.7%、滞納繰越65.0%）を目標とする。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回の文書催告を行う。 ・新規資格取得者に対し口座振替の推進 ・滞納者に対しては、粛々と滞納処分等を実施し、適切な収納管理を行う。 ・収納率99.6%（現年99.75%、滞納繰越66.0%）を目標とする。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回の文書催告を行う。 ・新規資格取得者に対し口座振替の推進 ・滞納者に対しては、粛々と滞納処分等を実施し、適切な収納管理を行う。 ・収納率99.67%（現年99.8%、滞納繰越67.0%）を目標とする。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	生活保護費返還金・徴収金	所 管 課	生活福祉課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護費からの徴収金相殺を推進し、債権回収に努めた。 ・ 債務者に対する催告書の送付。 ・ 強制徴収公債権について近年に比べて高額債権が発生しなかったため、収入率は増加している。 ・ 現年度債権について、生活保護法第63条に基づく費用返還の収入率は90.4%である。これは担当ケースワーカーが事前に被保護者に適切に説明しており、資力が現金化された後に速やかに納付させることができた結果である。一方で同法第78条徴収金の収入率は59%にとどまった。 ・ 滞納者をグループ分けし、計画的に滞納処分が行えるよう整理。10件の財産調査を行い、2件の預貯金差押えを行った。 ・ 適切に不納欠損された債権として、国庫負担金の請求に1件を計上してきた。 ・ 悪質な不正受給を刑事告訴として告訴していた件が受理され、逮捕に至り、懲役1年の実刑判決となった。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者に対して生活保護制度の十分な理解を求め、収入申告を徹底させ、新規債権の発生防止に努める。 ・ 定例家庭訪問の際の納付勧告 ・ 国庫負担金の請求2件を目標とする。 ・ 悪質な不正受給に対する刑事告訴 ・ 現年度発生債権の収入率85% 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者に対して生活保護制度の十分な理解を求め、収入申告を徹底させ、新規債権の発生防止に努める。 ・ 定例家庭訪問の際の納付勧告 ・ 国庫負担金の請求2件を目標とする。 ・ 悪質な不正受給に対する刑事告訴 ・ 現年度発生債権の収入率87% 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保護者に対して生活保護制度の十分な理解を求め、収入申告を徹底させ、新規債権の発生防止に努める。 ・ 定例家庭訪問の際の納付勧告 ・ 国庫負担金の請求3件を目標とする。 ・ 悪質な不正受給に対する刑事告訴 ・ 現年度発生債権の収入率90% 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	保育所保育料	所 管 課	こども保育課
これまでの取組内容及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対する児童手当からの充当措置の実施 ・口座振替の推進 園を通じて口座振替の案内を行った。記入ミスによって振替ができない事例が続いていたため、記入例の案内資料を作成した。 ・毎月20日に文書等による督促及び催告書の発行、送迎の際に、対面で園から滞納者に支払を促すことで、現年度分滞納の解消に取り組んだ。 ・現年度分について、令和6年度は収入率98.63%、収入未済額3,300,000円となっており、高額滞納者の充当及び分納ができなかったことが要因と考えられる。令和7年度以降は、目標を達成するため児童手当の充当又は分割納付等を行っていく。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<p>口座振替利用者が増えるよう入所承諾通知書と併せて口座振替依頼書を送付し、制度の案内を強化する。 (R7年3月時点：保育料納入対象者695人中、口座振替利用者556人)</p> <p>現年度滞納者に対してそれぞれの目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割納付等の納付誓約書受理件数：5件 ・児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書受理件数：5件 ・年間差押え件数：5件、財産調査：10件 		
令和8年度	<p>口座振替利用者が増えるよう入所承諾通知書と併せて口座振替依頼書を送付し、制度の案内を強化する。 現年度滞納者に対してそれぞれの目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割納付等の納付誓約書受理件数：5件 ・児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書受理件数：5件 ・年間差押え件数：5件、財産調査：10件 		
令和9年度	<p>口座振替利用者が増えるよう入所承諾通知書と併せて口座振替依頼書を送付し、制度の案内を強化する。 現年度滞納者に対してそれぞれの目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割納付等の納付誓約書受理件数：5件 ・児童手当に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書受理件数：5件 ・年間差押え件数：5件、財産調査：10件 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	下水道受益者負担金等	所 管 課	企画経営課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・当課で取り扱う強制徴収公債権と私債権の違いを含む、滞納整理に関する基礎知識の向上が図れた。 ・新規の滞納者に対する折衝で毅然とした対応を行うことで、自主納付につなげた。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・差し押さえできる財産がなく、不納欠損処理を行っている者について執行停止を検討する必要がある。 ・他業務を含めた、年次のスケジュールを検討したい。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・差し押さえできる財産がなく、不納欠損処理を行っている者について執行停止を検討する必要がある。 ・他業務を含めた、年次のスケジュールを検討したい。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・差し押さえできる財産がなく、不納欠損処理を行っている者について執行停止を検討する必要がある。 ・他業務を含めた、年次のスケジュールを検討したい。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	下水道使用料	所 管 課	企画経営課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納早期に催告、現地訪問等の徹底 ・ 委託事業者との定期的な会合を行い、情報共有を図った。 ・ 公債権である下水道使用料の徴収方法を改善する試みとして、下水道使用料の滞納者で生活保護受給者の情報を所管課に照会し該当者を抽出した上で、地方税法第15条の7に規定する滞納処分の執行停止を行った。 ・ 下水道無断接続対象者に対して戸別訪問を実施し、遡及請求を実施し、収入額の向上を図った。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納者への早期に催告の徹底を行い、未収金の発生を防ぐ。 ・ 悪質の滞納者には、財産調査・差押え等を実施し、債権回収を図る。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納者への早期に催告の徹底を行い、未収金の発生を防ぐ。 ・ 悪質の滞納者には、財産調査・差押え等を実施し、債権回収を図る。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納者への早期に催告の徹底を行い、未収金の発生を防ぐ。 ・ 悪質の滞納者には、財産調査・差押え等を実施し、債権回収を図る。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	老人ホーム費負担金	所 管 課	介護福祉課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済となった1件について、法定相続人を確定させるため戸籍調査を行ったが、未支給年金を受給できる遺族がいなかった。 ・現年度分については、負担金の未納が発生しないよう、各施設と連携を図りながら、収入状況を綿密に把握した。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分については、施設と連携を図りながら、収入状況を綿密に把握し、引き続き現年度分収入率100%を目標とする。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分については、施設と連携を図りながら、収入状況を綿密に把握し、引き続き現年度分収入率100%を目標とする。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分については、施設と連携を図りながら、収入状況を綿密に把握し、引き続き現年度分収入率100%を目標とする。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	児童扶養手当返還金	所 管 課	こども未来課
これまでの取組内容及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書、電話等による継続的な納付指導の実施。 ・ 新規の債権者への早期対応。 ・ 課内での情報交換及び協力体制の確立。 ・ 令和6年度の新規の債権について、2件のうち1件は回収できた。残りの1件について分納相談はできているが、金額が大きく、生活保護受給中であることから、返還完了はかなり先になる見込みである。また、滞納繰越分の債権については、入金滞っている者に対し、催告書兼法的措置予告書を送付した。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の債権について、早期着手に取り組み、現年度分の収入率100%を目標とする。 ・ 継続的に電話や文書で連絡を取り、未納付の期間が長くないようにする。また、連絡が取れない場合は、訪問や催促を行う。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の債権について、早期着手に取り組み、現年度分の収入率100%を目標とする。 ・ 継続的に電話や文書で連絡を取り、未納付の期間が長くないようにする。また、連絡が取れない場合は、訪問や催促を行う。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の債権について、早期着手に取り組み、現年度分の収入率100%を目標とする。 ・ 継続的に電話や文書で連絡を取り、未納付の期間が長くないようにする。また、連絡が取れない場合は、訪問や催促を行う。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	平尾墓園管理料	所 管 課	環境政策課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度からの口座振替導入を計画。 ・早期に電話、文書等による督促及び催告を行うとともに、滞納者宅へ訪問催告。 ・令和3年度から未納が続く墓地使用者 12名の滞納整理に注力し、そのうち9名の滞納を解消。 ・令和6年度は収入率 97.72%、収入未済額 180,000円となり、目標を達成することはできなかったが、現年分は目標を達成しており収入未済額は前年度の50%となっている。 ・滞納繰越分についても2月から3月にかけて滞納整理を強化し、その成果のうち4月に入金され、令和7年度予算に振替した歳入が13件ある。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・管理料の徴収に口座振替を導入する。 ・使用者が死亡し滞納している管理料の請求が困難な事案5件の解消に注力する。 ・無縁墓所の改葬を5件実施する。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替利用者が50%以上になるよう墓所使用者への周知を行う。 ・無縁墓所の改葬を5件実施する。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替利用者が80%以上になるよう墓所使用者への周知を強化する。 ・無縁墓所の改葬を5件実施する。 ・3年以上滞納のある墓所は使用権の取消しを検討する。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	し尿処理手数料	所 管 課	廃棄物対策課
これまでの取組内容及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替の推進（新規汲み取り開始の場合、市税等口座振替依頼書を送付し、積極的に口座振替払いを推奨した。） ・令和6年度分については、目標値には届かなかったものの高い収入率（99.25%）となった。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分の滞納者に対しては、早期着手に取り組むとともに、過年度分の滞納者に対しても、電話・訪問催告により納付を促し、適切に時効管理を行い、収入率100%を目指す。 ・課内ヒアリングや進行管理を行うことで、職場全体で情報共有を行い、夜間に管理職と同行訪問するなど、収入率向上に取り組む。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分の滞納者に対しては、早期着手に取り組むとともに、過年度分の滞納者に対しても、電話・訪問催告により納付を促し、適切に時効管理を行い、収入率100%を目指す。 ・課内ヒアリングや進行管理を行うことで、職場全体で情報共有を行い、夜間に管理職と同行訪問するなど、収入率向上に取り組む。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現年度分の滞納者に対しては、早期着手に取り組むとともに、過年度分の滞納者に対しても、電話・訪問催告により納付を促し、適切に時効管理を行い、収入率100%を目指す。 ・課内ヒアリングや進行管理を行うことで、職場全体で情報共有を行い、夜間に管理職と同行訪問するなど、収入率向上に取り組む。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	土地建物貸付料	所 管 課	管財課
これまでの 取組内容 及び評価	<p>高額・長期滞納者に対して、納付催告を行い、滞納額の縮減に取り組んできた。</p> <p>令和6年度は長期滞納者2名のうち1名が完納し、令和6年度分収入率99.47%、滞納繰越分収入率67.21%、合計98.94%となり、収入率は前年より上昇している。</p>		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<p>長期滞納者に対して、文書・訪問等による催告を実施し、令和7年度中の完納を目標とする。</p> <p>収入未済額については、令和6年度の2分の1以下となるよう取り組む。</p>		
令和8年度	<p>現年度分滞納者及び長期滞納者への督促・催告を実施し、収入未済額がゼロとなるよう取り組む。</p>		
令和9年度	<p>現年度分滞納者及び長期滞納者への督促・催告を実施し、収入未済額がゼロとなるよう取り組む。</p>		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	診療報酬返還金（一般）	所 管 課	国保課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期に電話、文書等による督促及び催告を行い、滞納の解消に取り組んだ。 ・ 高額滞納者（H30年度調定）の債権放棄及び不納欠損処理を行った。 ・ 歳出返還金（戻入）は社会保険との保険者間調整に時間がかかるため目標達成できなかったが、現年分の収入率は93%で目標を達成することができた。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度分滞納に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う。徴収率90%以上を目標とする。 ・ 返還金が高額で、かつ保険者間調整が可能なケースについては、来庁等を促し、療養費申請書等及び「国民健康保険資格喪失後受診に伴う返納金精算に係る同意書兼委任状」の提出を依頼する。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度分滞納に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う。徴収率90%以上を目標とする。 ・ 返還金が高額で、かつ保険者間調整が可能なケースについては、来庁等を促し、療養費申請書等及び「国民健康保険資格喪失後受診に伴う返納金精算に係る同意書兼委任状」の提出を依頼する。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度分滞納に対して、早期に電話、文書等による督促及び催告を行う。徴収率90%以上を目標とする。 ・ 返還金が高額で、かつ保険者間調整が可能なケースについては、来庁等を促し、療養費申請書等及び「国民健康保険資格喪失後受診に伴う返納金精算に係る同意書兼委任状」の提出を依頼する。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	高額療養費返納金（一般）	所 管 課	国保課
これまでの取組内容及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返納金対象者の早期発見、請求の徹底を行った。 ・ 滞納者に対して、早期に電話、文書等による督促を行った。 ・ 連絡のつかない滞納者の家へ訪問を繰り返し行い、納付を促したが納付されず、現年分・滞納繰越分ともに目標が達成できなかった。 ・ 高額滞納者（H30年度調定分）の債権放棄及び不納欠損処理を行った。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返納金対象者の早期発見、請求の徹底を行うとともに、滞納者に対して、早期に電話・文書等による催告を行う。 ・ 収入未済額0円を目標とする。 ・ 電話で連絡がとれなければ、早期に家へ訪問する。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返納金対象者の早期発見、請求の徹底を行うとともに、滞納者に対して、早期に電話・文書等による催告を行う。 ・ 収入未済額0円を目標とする。 ・ 電話で連絡がとれなければ、早期に家へ訪問する。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 返納金対象者の早期発見、請求の徹底を行うとともに、滞納者に対して、早期に電話・文書等による催告を行う。 ・ 収入未済額0円を目標とする。 ・ 電話で連絡がとれなければ、早期に家へ訪問する。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	災害援護資金貸付金	所 管 課	地域福祉課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度は、分納中の対象者への納付書の送付が行えていなかったため、令和7年度からは、遺漏なく納付書を送付する。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分納中の滞納者について納付書を送付する。 ・ 分納が比較的順調な滞納者には、納付書を前倒しで送付するなど、早期の納付や完納を促す予定。 ・ 減額等の相談においても、できるだけ現状を維持し、早期に完納を目指すよう納付相談を行いたい。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時効や納付状況のわかりやすい台帳整備を進め、適正化を図る。 ・ 納付が見込める者が減ってきており、現状では収入率4.32%を目標とし、分納の継続、早期完納の促進など収入未済額の縮減に努めるとともに、長期滞納者の案件において、相続人調査や連帯保証人を含めた調査を行い、今後の滞納整理方針を検討したうえで手続きを進める。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付が見込める者が減ってきており、現状では収入率4.30%を目標とし、分納の継続、早期完納の促進など収入未済額の縮減に努めるとともに、長期滞納者の案件において、相続人調査や連帯保証人を含めた調査を行い、今後の滞納整理方針を検討したうえで手続きを進める。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	公立保育園副食費	所 管 課	こども保育課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納者に対する児童手当からの充当措置の実施 ・ 口座振替の推進 <p style="margin-left: 2em;">園を通じて口座振替の案内を行った。記入ミスによって振替ができない事例が続いていたため、記入例の案内資料を作成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月 20 日に納付書の発行、送迎の際に、対面で園から滞納者に支払を促すことで、現年度分滞納の解消に取り組んだ。 <p style="margin-left: 2em;">令和 6 年度現年度分については収入率 99.78%、収入未済額 31,500 円となっている。</p>		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替利用者が増えるよう入所承諾通知書と併せて口座振替依頼書を送付し、制度の案内を強化する。 <p style="margin-left: 2em;">(R7 年 3 月時点：保育料納入対象者 254 人中、口座振替利用者 234 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒園児滞納者については、電話連絡して支払いを促す。 <p style="margin-left: 2em;">(R6 年 6 月 1 日時点：滞納者 4 名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度滞納者については、対面で園から滞納者に支払いを促す。 		
令和8年度	<p style="margin-left: 2em;">口座振替利用者が増えるよう入所承諾通知書と併せて口座振替依頼書を送付し、制度の案内を強化する。</p> <p style="margin-left: 2em;">現年度滞納者に対して以下の目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒園児滞納者については、電話連絡して支払いを促す。 ・ 現年度滞納者については、対面で園から滞納者に支払いを促す。 		
令和9年度	<p style="margin-left: 2em;">口座振替利用者が増えるよう入所承諾通知書と併せて口座振替依頼書を送付し、制度の案内を強化する。</p> <p style="margin-left: 2em;">現年度滞納者に対して以下の目標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒園児滞納者については、電話連絡して支払いを促す。 ・ 現年度滞納者については、対面で園から滞納者に支払いを促す。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	ひとり親家庭医療費返還金	所 管 課	こども未来課
これまでの取組内容及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども未来課の窓口や市役所庁内に滞納者が訪れた際に、分割納付書を手渡し、その場で少しでも返納できるように取り組んだ。 ・ 早期に電話、文書等による督促及び催告を行うとともに、滞納者がこども未来課窓口を訪れた時に納付を促すことで、現年度分収入未済額の解消に取り組んだ。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度債権についてはこれまでどおり、電話や文章等で早期の返納を働きかけることで、現年度分収入未済額の解消に取り組む。 ・ 過年度繰越分の収入未済額については、引き続き、滞納者がこども未来課の窓口や市役所庁内に訪れた際に、分割納付書を手渡し、その場で少しでも返納できるように取り組む。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度債権についてはこれまでどおり、電話や文章等で早期の返納を働きかけることで、現年度分収入未済額の解消に取り組む。 ・ 過年度繰越分の収入未済額については、引き続き、滞納者がこども未来課の窓口や市役所庁内に訪れた際に、分割納付書を手渡し、その場で少しでも返納できるように取り組む。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現年度債権についてはこれまでどおり、電話や文章等で早期の返納を働きかけることで、現年度分収入未済額の解消に取り組む。 ・ 過年度繰越分の収入未済額については、引き続き、滞納者がこども未来課の窓口や市役所庁内に訪れた際に、分割納付書を手渡し、その場で少しでも返納できるように取り組む。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	住宅新築資金等貸付金	所 管 課	人権擁護課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な残額通知書及び催告書の送付等により納付意識の促進を図ることで、滞納債権の解消に取り組んだ。 ・ 新居浜市債権管理条例に基づく債権の放棄 ・ 令和6年度は収入率2.19%、収入未済額108,925,724円となっており、目標を達成できたが、令和5年度から収入率は2.33%下降しており、滞納者の高齢化等による影響が表れてきている。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、継続的な残額通知書及び催告書の送付等により、納付意識の促進を図る。 ・ 消滅時効到来前に債務承認を徴取し、時効の完成を防ぐ。 ・ 定期的な相続人調査により、相続人への納付催促を行う。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、継続的な残額通知書及び催告書の送付等により、納付意識の促進を図る。 ・ 消滅時効到来前に債務承認を徴取し、時効の完成を防ぐ。 ・ 定期的な相続人調査により、相続人への納付催促を行う。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、継続的な残額通知書及び催告書の送付等により、納付意識の促進を図る。 ・ 消滅時効到来前に債務承認を徴取し、時効の完成を防ぐ。 ・ 定期的な相続人調査により、相続人への納付催促を行う。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	市営住宅家賃	所 管 課	建築住宅課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組んだ。 ・ 長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問を強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝した。 ・ 現年収入率が年々向上し、令和4年度及び令和5年度は99.87%であった。令和6年度は99.52%と下がったが、滞納繰越額は年々減少し、取組内容が結果に表れてきている。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組み、現年収入率を維持し、滞納繰越額を増加させない。 ・ 長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問をさらに強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝することで、滞納者数及び滞納繰越額を減少させる。 ・ 現年収入率99.60%、滞納繰越収入率20.0%を達成目標とする。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率を維持し、滞納繰越額を増加させない。 ・ 長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問をさらに強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝することで、滞納者数及び滞納繰越額を減少させる。 ・ 現年収入率99.60%、滞納繰越収入率20.0%を達成目標とする。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率を維持し、滞納繰越額を増加させない。 ・ 長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問をさらに強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝することで、滞納者数及び滞納繰越額を減少させる。 ・ 現年収入率99.60%、滞納繰越収入率20.0%を達成目標とする。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	市営住宅共益費	所 管 課	建築住宅課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を共益費でも実施し、滞納を長期化させない状況作りに取り組んだ。 ・ 長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問を強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝した。 ・ 現年収入率が年々向上し、令和4年度は97.73%、令和5年度は98.53%、令和6年度は99.01%であった。また、滞納繰越額も年々減少し、取組内容が結果に表れてきている。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組み、現年収入率を維持し、滞納繰越額を増加させない。 ・ 長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問をさらに強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝することで、滞納者数及び滞納繰越額を減少させる。 ・ 現年収入率99.00%、滞納繰越収入率20.0%を達成目標とする。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率を維持し、滞納繰越額を増加させない。 ・ 長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問をさらに強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝することで、滞納者数及び滞納繰越額を減少させる。 ・ 現年収入率99.00%、滞納繰越収入率20.0%を達成目標とする。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率を維持し、滞納繰越額を増加させない。 ・ 長期滞納者及び高額滞納者に対する訪問をさらに強化し、一括納付又は分納誓約が可能かどうか調査し、折衝することで、滞納者数及び滞納繰越額を減少させる。 ・ 現年収入率99.00%、滞納繰越収入率20.0%を達成目標とする。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	市営住宅駐車場使用料	所 管 課	建築住宅課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組んだ。 ・ 現年収入率は、令和4年度が100%、令和5年度が99.86%、令和6年度が99.12%と目標を達成できなかった年度もあるが、翌年度の滞納繰越の収入率が100%と、取組内容が結果に表れてきている。 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率100%を目標とし、滞納者数及び滞納繰越額を増加させない。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率100%を目標とし、滞納者数及び滞納繰越額を増加させない。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在指定管理者が行っている短いスパンでの電話催告等を継続し、滞納を長期化させない状況作りに取り組むことで、現年収入率100%を目標とし、滞納者数及び滞納繰越額を増加させない。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	放課後児童クラブ実費徴収金	所 管 課	学校教育課
これまでの取組内容及び評価	<p>文書・電話催告に応じない滞納者については、夜間訪問を行い、「児童手当に係る学校給食等の徴収等に関する申出書」を記入いただき、児童手当から充当し、滞納の解消に努めた。</p>		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<p>徴収率 100%を目標としているので、児童クラブの利用停止を促すとともに、未納が続く場合は保護者の勤務先へ連絡するという方法を行うこととする。</p>		
令和8年度	<p>徴収率 100%を目標としているので、児童クラブの利用停止を促すとともに、未納が続く場合は保護者の勤務先へ連絡するという方法を行うこととする。</p>		
令和9年度	<p>徴収率 100%を目標としているので、児童クラブの利用停止を促すとともに、未納が続く場合は保護者の勤務先へ連絡するという方法を行うこととする。</p>		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	新居浜市奨学資金貸付基金貸付金	所 管 課	学校教育課
これまでの取組内容及び評価	<p>令和6年度に提出した債権管理票の3カ年目標（令和8年度までの目標値）を令和6年度中に達成。</p> <p>【現年分の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促状送付前に、納付忘れの確認の意味で、奨学金が返還金で成り立つ仕組みを盛り込んだ返還状況のお知らせを送付した。 ・各債務者の返還傾向を分析し、上記通知後、各支払いパターンから更に遅れが生じそうなタイミングで督促する等、長期滞納に陥らないよう個別にきめ細やかな対応を行った結果、従来からの滞納者を除いて長期滞納（複数月にわたる未納）者ゼロを達成。 <p>【滞納繰越分の取組】</p> <p>段階的な通知の継続に加え、電話や戸別訪問で直接説明を行った。通知文や不在票の文言も滞納者ごとの状況を記述し、返還の意識が高まるよう努めた結果、滞納額を大幅に減らすことができた。</p> <p>【新規の貸付契約時の取組】</p> <p>令和6年度から「収入・資産等の調査に関する同意書」の提出を新規貸付の条件としたことで、今後の新規契約者の返還遅延時の債権回収がスムーズになる。</p>		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	すでに数値目標は達成済みのため、引き続き令和6年度と同様の取組を継続する。		
令和8年度	すでに数値目標は達成済みのため、引き続き令和6年度と同様の取組みを継続する。		
令和9年度	令和8年度までの債権管理状況を分析し、必要に応じて滞納整理の取組体制を見直す。		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	しらうめ入学準備金貸付基金貸付金	所 管 課	学校教育課
これまでの取組内容及び評価	<p>令和6年度に提出した債権管理票の3カ年目標（令和8年度までの目標値）を令和6年度中に達成。</p> <p>【現年分の取組】 督促状送付前に、納付忘れの確認の意味で返還状況をお知らせし、現年分の未納額が膨らみ長期滞納につながらないように細やかな対応を行った結果、従来からの滞納者を除いて長期滞納（複数月にわたる未納）者ゼロを達成。</p> <p>【滞納繰越分の取組】 令和3年度から滞納が始まり、2名が完納に至っていない。うち1名は、順調に分納中。もう1名は、再三の訪問にも関わらず一度も接触ができず進捗が図れていない。</p> <p>【新規の貸付契約時の取組】 令和6年度から、「収入・資産等の調査に関する同意書」の提出を新規貸付の条件としたことで、今後の新規契約者の返還遅延時の債権回収がスムーズになる。</p>		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	すでに数値目標は達成済みのため、引き続き令和6年度と同様の取組を継続する。		
令和8年度	すでに数値目標は達成済みのため、引き続き令和6年度と同様の取組を継続する。		
令和9年度	令和8年度までの債権管理状況を分析し、必要に応じて滞納整理の取組体制を見直す。		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	水道料金	所 管 課	企画経営課
これまでの 取組内容 及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者の意見を参考に債権回収の可否の判断を行い、回収困難と判断された水道料金については、債権放棄及び不納欠損処理を一連の手続きに基づき実施した。 ・滞納早期に催告や、給水停止などを実施することにより、高い徴収率を目指した。 ・口座振替の推進 		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・収入未済額の縮減 ・組織的な債権の適正な管理の推進 ・債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現年分の徴収率の向上を図るため、給水停止の実施前に、催告等による早期対応によって滞納者に徴収を促すことを徹底する。 ・高齢者等の社会的弱者に配慮しつつ、給水停止の徹底を行い、徴収率の維持に努めることとする。 		
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現年分の徴収率の向上を図るため、給水停止の実施前に、催告等による早期対応によって滞納者に徴収を促すことを徹底する。 ・高齢者等の社会的弱者に配慮しつつ、給水停止の徹底を行い、徴収率の維持に努めることとする。 		
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・現年分の徴収率の向上を図るため、給水停止の実施前に、催告等による早期対応によって滞納者に徴収を促すことを徹底する。 ・高齢者等の社会的弱者に配慮しつつ、給水停止の徹底を行い、徴収率の維持に努めることとする。 		

債権管理実施計画書
(令和7年度～令和9年度)

債権の名称	水道施設等破損補償費	所 管 課	水道課
これまでの 取組内容 及び評価	債務者に対して催告を行うが、入金がなく未収となっている。		
全体目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入未済額の縮減 ・ 組織的な債権の適正な管理の推進 ・ 債権管理・回収業務の知識、手法の継承 		
年度	取組計画・内容		
令和7年度	納期限が過ぎたものについては、速やかに電話・訪問催告等を行い、早期納入に努める。		
令和8年度	納期限が過ぎたものについては、速やかに電話・訪問催告等を行い、早期納入に努める。		
令和9年度	納期限が過ぎたものについては、速やかに電話・訪問催告等を行い、早期納入に努める。		

参考法令等

〈債権の基礎〉

地方自治法第240条（債権）

この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。
- 4 前2項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。
 - 一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権
 - 二 過料に係る債権
 - 三 証券に化体されている債権（国債に関する法律の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）
 - 四 電子記録債権法第2条第1項に規定する電子記録債権
 - 五 預金に係る債権
 - 六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権
 - 七 寄附金に係る債権
 - 八 基金に属する債権

新居浜市債権管理条例第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 市の債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- 二 公債権 市の債権のうち、地方自治法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権及び地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権（以下「市税に係る債権」という。）をいう。
- 三 強制徴収公債権 公債権のうち、市税に係る債権及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる債権をいう。
- 四 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- 五 私債権 市の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- 六 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

新居浜市債権管理条例第6条（台帳の整備）

市長は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含

む。)を整備しなければならない。

新居浜市債権管理条例施行規則第3条（台帳の記載事項）

条例第6条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 市の債権の名称
 - 二 債務者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地並びに代表者の氏名及び住所）
 - 三 市の債権の金額
 - 四 履行期限
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の記載内容に変更があったときは、速やかに訂正するものとする。

《公債権関係》

地方自治法第231条の3（督促、滞納処分等）

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第1項の歳入並びに第2項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第3項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法第19条の4の規定を準用する。
- 7 普通地方公共団体の長は、第1項から第4項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、第7項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

- 1 0 第7項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第1項から第4項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 1 1 第3項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 1 2 第3項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

地方自治法附則第6条

他の法律で定めるもののほか、法第231条の3第3項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

- 一 港湾法の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
- 二 土地改良法の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
- 三 下水道法第18条から第20条まで（第25条の30において第18条及び第18条の2を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
- 四 漁港及び漁場の整備等に関する法律第35条、第39条の2第10項又は第39条の5の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

新居浜市債権管理条例第8条（督促）

市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

新居浜市債権管理条例第9条（督促手数料及び延滞金）

市長は、法第231条の3第2項の規定に基づく督促手数料及び延滞金の徴収について、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、新居浜市税賦課徴収条例の例により徴収するものとする。

《私債権関係》

新居浜市債権管理条例第8条（督促）

市長は、市の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、法令又は条例若しくはこれに基づく規則の定めるところにより、期限を指定してこれを督促しなければならない。

新居浜市債権管理条例第10条（損害賠償金等）

市長は、私債権をその履行の期限までに履行しない者に対して督促をした場合においては、当該債権の額にその履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該債権の契約に定める割合（契約に定めのない場合は、履行期限の翌日における民法第404条に規定する法定利率）を乗じて計算した金額に相当する損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）を加算して徴収するものとする。

- 2 前項に規定する割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

新居浜市債権管理条例第13条（強制執行等）

市長は、非強制徴収債権について、第8条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、地方自治法施行令第171条の2の規定により、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第16条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第17条に規定する履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きを執ること。
- 三 前2号に該当しない債権（第1号に該当する債権で同号の措置をとってなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訴事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

《時効の管理》

地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予、更新その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

民法（時効関係）

第145条（時効の援用）

時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

第166条（債権等の消滅時効）

債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
 - 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

第167条（人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効）

人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

第168条（定期金債権の消滅時効）

定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。
 - 二 前号に規定する各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。
- 2 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

第169条（判決で確定した権利の消滅時効）

確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第724条（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から20年間行使しないとき。

《個人情報保護・守秘義務》

地方公務員法（公務員の守秘義務）

第34条（秘密を守る義務）

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

第60条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
- 二 第34条第1項又は第2項の規定（第9条の2第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者
- 三 ～ 八 （略）

第62条

第60条第2号又は前条第1号から第3号まで若しくは第5号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし、又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

地方税法（税務職員の守秘義務）

第22条（秘密漏えいに関する罪）

地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

《情報の共有》

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について（抜粋）

（平成19年3月27日総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知）

- 2 地方団体における徴収体制の整備
- （3）地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方自治体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

《滞納処分の執行停止・徴収停止関係》

地方税法第15条の7（滞納処分の停止の要件等）

地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第1項第2号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。
- 4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。
- 5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

新居浜市債権管理条例第16条（徴収停止）

市長は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、令第171条の5の規定により、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

新居浜市債権管理条例第17条（履行延期の特約等）

市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、令第171条の6第1項の規定により、その履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 市長は、令第171条の6第2項の規定により、履行期限後においても、履行延期の特約等を行うことができる。この場合において、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金等に係る債権は、徴収すべきものとする。

《債権の放棄》

地方自治法第96条

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 ～ 九 (略)

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一 ～ 十五 (略)

2 (略)

新居浜市債権管理条例第19条(債権の放棄)

市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

一 私債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるとき。

二 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

三 破産法第253条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

四 第13条に規定する強制執行等の措置をとった場合又は第15条に規定する債権の申出等の措置をとった場合において、なお完全に履行されなかった当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。

五 第16条に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。

六 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、徴収の見込みがないとき。

2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

《判例・裁判例》

※1) 最高裁判例H15. 10. 10 (平成13年(受)第1327号)

(平成13年5月22日東京高裁の判決を是認。)

水道供給事業者としての地位は、一般私企業のそれと特に異なるものではないから、自治体と市民との間の水道供給契約は私法上の契約であり、したがって、水道料金債権は私法上の金銭債権であると解される。

※2) 最高裁判例H17. 11. 21 (平成17年(受)第721号)

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異は無く、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する

る債権の消滅時効期間は、地方自治法第236条第1項所定の5年ではなく、民法第170条第1号により3年と解すべきである。

※3) 名古屋高裁裁判例H18. 1. 19 (平成17年(行コ)第34号)

徴税をする地方団体の長は、滞納者に対して滞納処分を行う時期やその対象等について、当該滞納者の税の負担能力(担税力)や誠実な納入意思の有無に応じてその事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないよう配慮しつつ、他方、徴税行為が区々になり、公平を欠き、偏頗なものとならないようにすべきであり、これらを踏まえて、計画的、能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量を与えられているものと解される。

※4) 最高裁判例H16. 4. 23 (平成12年(行ヒ)第246号)

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使または不行使についての裁量はない。